

学校プールの効率的利用に関する調査検討業務委託  
公募型プロポーザル技術提案書評価基準

**1 評価項目について**

表1 標準評価項目一覧表

評価分類		評価項目	
実績	(様式5-①)	管理技術者	・類似業務実績
	(様式5-②)	担当技術者	・類似業務実績
提案内容	(様式6)	業務の実施体制等	・業務実施体制の妥当性
			・品質管理の妥当性
			・情報セキュリティ対策の妥当性
	(様式7)	課題に対する提案	・課題に対する理解力
			・発想の柔軟性
			・提案の妥当性
その他	—	見積金額	・見積金額の適正性

**2 評価及び事業者選定方法**

- (1) 各評価項目について2～4段階評価を行う。
- (2) 評価は、選定委員全員の合議により行い、当該業務に最も適した事業者を選定する。
- (3) 評価項目が1項目以上最低点となった事業者は選定しない。
- (4) 評価点の合計が同点となった場合は、出席した選定委員会の多数決により過半をもって選定する。可否同数のときは委員長が決する。

**3 評価の視点**

各評価項目については、以下の視点を参考に評価する。

## (1) 実績

### 【様式5】管理（担当）技術者の経歴及び業務実績等

#### ・類似業務実績

技術者の業務実績を、「管理技術者の経歴及び業務実績等（様式5-①）」「担当技術者の経歴及び業務実績等（様式5-②）」に基づき、総合的に評価する。

#### ○管理技術者

当該業務を実施する上で十分な実績があると評価できる	5点
当該業務を実施するための実績としては概ね評価できる	3点
当該業務を実施するための実績としては疑問がある	0点

#### ○担当技術者

当該業務を実施する上で十分な実績があると評価できる	5点
当該業務を実施するための実績としては概ね評価できる	3点
当該業務を実施するための実績としては疑問がある	0点

## (2) 提案内容

### 【様式6】業務の実施体制等

#### ・業務実施体制の妥当性

業務実施体制（人員配置とその役割等）の妥当性を、「業務の実施体制等（様式6）」に基づき、総合的に評価する。

当該業務を実施する上で十分な実施体制であると評価できる	10点
当該業務を実施するための実施体制として概ね評価できる	5点
当該業務を実施するための実施体制としては疑問がある	0点

#### ・品質管理の妥当性

当該業務における品質管理の妥当性を、「業務の実施体制等（様式6）」に基づき、総合的に評価する。

当該業務を実施する上で十分な品質管理であると評価できる	10点
当該業務を実施するための品質管理として概ね評価できる	5点
当該業務を実施するための品質管理としては疑問がある	0点

#### ・情報セキュリティ対策の妥当性

情報セキュリティ対策の妥当性を、「業務の実施体制等（様式6）」に基づき、総合的に評価する。

当該業務を実施する上で十分な対策であると評価できる	5点
当該業務を実施するための対策としては疑問がある	0点

### 【様式7】課題に対する提案

(課題：学校プールにおける課題及び解決策について)

#### ・課題に対する理解力

民間プールや市営プールを活用した水泳学習の実施だけでは解決することができない課題について理解しているかを、「課題に対する提案（様式7）」に基づき、総合的に評価する。

当該業務を実施する上で十分に理解していると評価できる	10点
当該業務を実施する上で概ね理解していると評価できる	5点
当該業務を実施する上での課題の把握に疑問がある	0点

#### ・発想の柔軟性

課題に対する解決策として、柔軟な発想に基づく様々な手法が提案されているかを「課題に対する提案（様式7）」に基づき、総合的に評価する。

課題の解決に当たり、柔軟で優れた発想の提案であると評価できる	15点
課題を解決に当たり、十分な発想の提案であると評価できる	10点
課題を解決するための提案として概ね評価できる	5点
課題を解決するための提案としては疑問がある	0点

#### ・提案の妥当性

提案された解決策が課題への対策として妥当なものであるか、また提案内容が本市の状況から判断し実現可能なものであるかを「課題に対する提案（様式7）」に基づき、総合的に評価する。

当該業務を実施する上で優れた提案であると評価できる	15点
課題を解決する上で十分な提案であると評価できる	10点
課題を解決するための提案として概ね評価できる	5点
課題を解決するための提案としては疑問がある	0点

### (3) その他

#### ・見積金額の適正性

見積金額が適正なものであるかを、提出された参考見積書及び「業務の実施体制等（様式6）」、「課題に対する提案（様式7）」に基づき、総合的に評価する。

提案内容に対する見積金額として適正であり、かつ費用の抑制を図るものであると評価できる	5点
提案内容に対する見積金額として適正であると評価できる	3点
提案内容に対する見積金額としては不適正である	0点